

令和6年8月 9 日作成

令和6年度 児童手当制度改正 Q&A

医療助成・児童手当課

目次

Q1. 令和6年 10 月分からの児童手当の制度改正とはどのような内容か.....	1
Q2. 所得制限が撤廃されたので、受給者は父母のどちらでもよいのか.....	2
Q3. 第3子以降加算とはどのようなものか.....	2
Q4. 高校を卒業して就職している子どもがいるが、第3子以降加算におけるカウント対象 に含めることはできるのか.....	3
Q5. 現在、12 歳と 14 歳の児童に係る児童手当を受給しています。配偶者に 21 歳の 連れ子があり、私と連れ子には養子縁組の意思がない場合、連れ子については、 私の児童手当の支給額の算定に当たり、第3子以降カウントの対象とはならないのか.....	3
Q6. お知らせの送付日はいつか.....	4
Q7. 制度改正により申請が必要か.....	4
Q8. 申請方法はどのような方法があるか.....	5
Q9. 申請はいつまでにすればよいのか.....	6
Q10. 児童が他市で別居している場合の申請はどうすればよいのか.....	6
Q11. 所得の高い保護者が公務員の場合の新規申請はどうすればよいのか.....	6
Q12. 制度改正前(令和6年9月末まで)に枚方市外に転出予定です。この場合、 枚方市への制度改正に関する手続きは必要か.....	7
Q13. 国外へ留学している高校生の子は児童手当の支給対象となるか.....	7
Q14. 施設に入所している高校生年代の子がいます。手続きはどうすればよいのか.....	7

令和6年度 児童手当制度改正 Q&A

Q1. 令和6年 10 月分からの児童手当の制度改正とはどのような内容か。

A1. 制度改正により次の①～④の変更点があります。

① 所得制限の撤廃：

上限として設けられていた所得制限限度額と所得上限限度額が撤廃となり、
所得の額に関わらず対象児童を養育している方全員に支給されます。

② 支給対象児童の高校生年代までの延長：

中学生までとされていた支給対象児童の範囲が拡大され、高校生年代(平成 18 年
(2006 年)4月2日～平成 21 年(2009 年)4月1日生まれ)までの支給に変更されます。

③ 第3子以降の支給額およびカウント方法の変更：

第3子以降の支給額が15,000円／月から30,000円／月へ増額されます。

また、第3子以降のカウント方法について、これまで高校生年代(平成 18 年(2006 年)
4月2日～平成 21 年(2009 年)4月1日生まれ)の児童から第1子としてカウントして
いましたが、今後は22歳到達後最初の3月31日までの子ども(平成 14 年(2002年)
4月2日～平成 18 年(2006年)4月1日生まれ)から第1子としてカウントする方法に
変更されます(養育している場合に限る)。

④ 支払が年3回から年6回へ変更：

支給月が年3回から年6回へ変更となり支給回数が増加します。

なお、制度改正後の初回支給は、令和6年 12 月(10 月・11 月分)となります。

○制度改正前後の比較

区分	改正前(令和6年9月分まで)			改正後(令和6年10月分から)		
支給対象児童	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)			高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		
所得制限	所得制限あり			所得制限なし		
手当月額	児童の年齢		児童手当	児童の年齢		児童手当
	3歳未満		15,000円	3歳未満	第1子 第2子	15,000円
	3歳から小学校 終了まで	第1子 第2子	10,000円		第3子以降	30,000円
		第3子以降	15,000円		第1子 第2子	10,000円
	中学生		10,000円		第3子以降	30,000円
第3子以降 の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの子ども			22歳到達後の最初の年度末までの子ども		
支給月	年3回(6, 10, 2月) 各前月までの4か月分を支給			年6回(偶数月) 各前月までの2か月分を支給		

※高校生年代の児童とは、平成18年(2006年)4月2日から平成21年(2009年)4月1日生まれをいいます。

※22歳到達後の最初の年度末までとは、平成14年(2002年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日生まれをいいます。

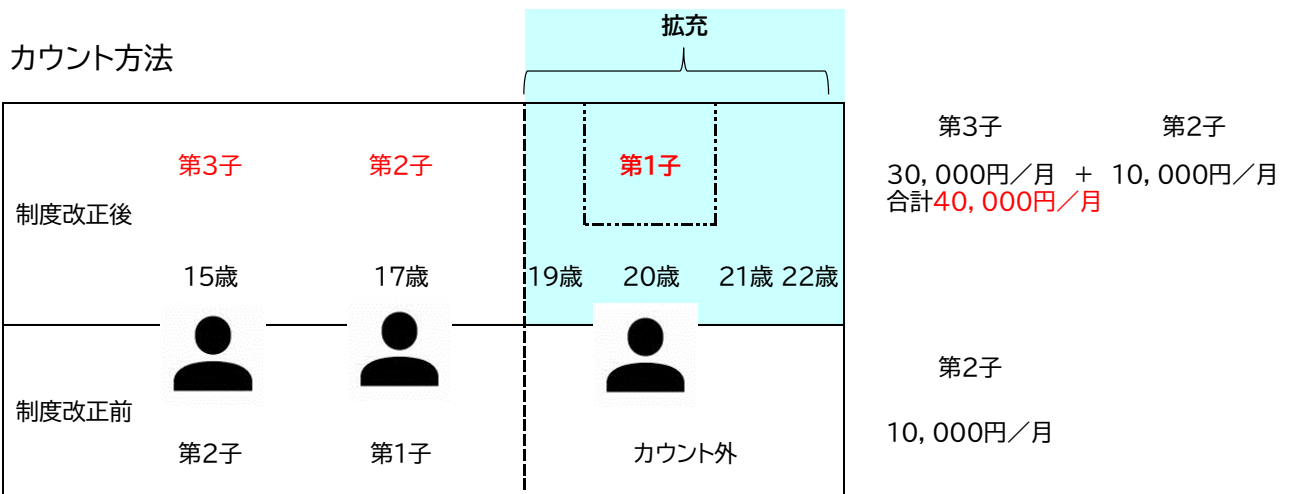
Q2. 所得制限が撤廃されたので、受給者は父母のどちらでもよいか。

A2. 所得制限が撤廃された後でも現行どおり、原則、所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」とされ、受給者となります。

ただし、DVや離婚協議中等の事情により配偶者が主として生計を維持し、児童の養育を行っていると思われる場合など、特段の事情がある場合は、個別の事情をお伺いしてご対応いたしますのでご相談ください。

Q3. 第3子以降加算とはどのようなものか。

A3. 第3子以降加算とは、養育している子どもが3人以上いる場合に、3人目以降の児童の支給金額が増額されることを言います(多子加算と言う場合もあります)。令和6年10月の制度改正後は、第3子以降の支給月額が30,000円になり、保護者が生計費など経済的負担をしている(養育している)場合は、22歳到達後最初の3月31日までの子ども(平成14年(2002年)4月2日～平成18年(2006年)4月1生まれ)をカウント対象とすることができます。



※高校生年代までの児童と令和6年度中に18歳から22歳(平成14年(2002年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日生)になる年齢までの子どもが3人以上おり、かつ、生活費等を負担(養育)している場合に限る。

Q4. 高校を卒業して就職している子どもがいるが、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることはできるのか。

A4. 就職していても、その子どもを養育している場合は第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。

「養育している」とは次の①、②どちらも満たしている状態のことを言います。

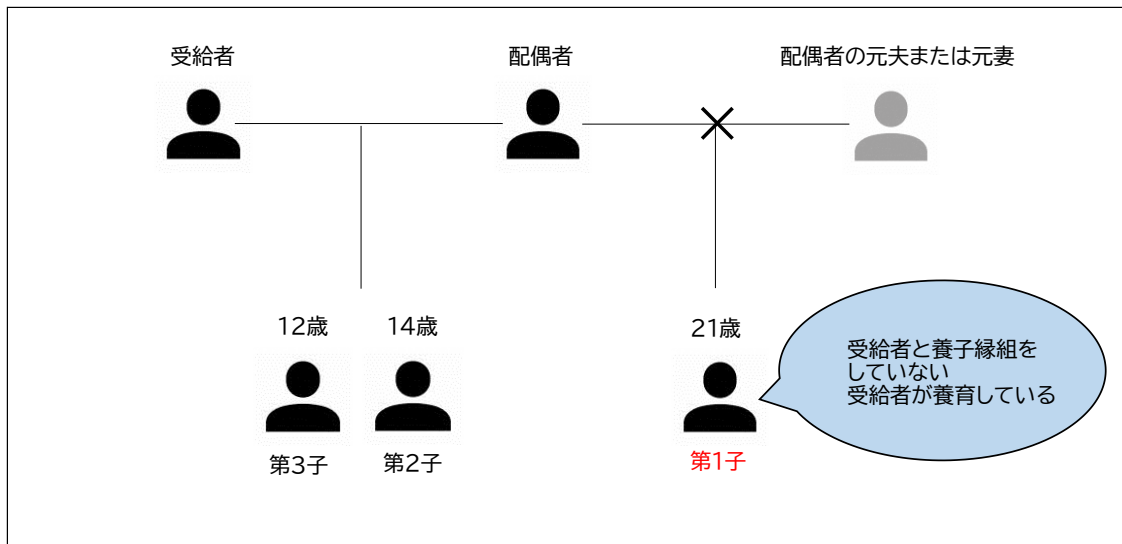
- ① 子どもと同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または、別居しているが定期的な連絡・面会等をしている。その他、これらに相当する監護状況である。
- ② 子どもの生活費(食費・家賃等)または学費などの少なくとも一部を負担している。その他、これらに相当する経済的負担をしている。

上記条件①、②のどちらも満たしていれば、子どもの状況(進学・就職・浪人・アルバイト等)は問わず、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。

Q5. 現在、12歳と14歳の児童に係る児童手当を受給しています。配偶者に21歳の連れ子があり、私と連れ子には養子縁組の意思がない場合、連れ子については、私の児童手当の支給額の算定に当たり、第3子以降カウントの対象とはならないのか。

A5. 大学生年代(18 歳年度末を経過した後 22 歳年度末までの子)の第3子以降のカウントについては、必ずしも大学生年代の子と養子縁組をしている必要はありません。

大学生年代(18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子)のカウント方法



※受給者が連れ子について、実子と全く同様に監護に相当する世話などをしているような場合で、その生計費についての負担も認められるときに限る。

なお、高校生年代(18歳年度末)までの子のカウントについては、従来どおり養子縁組をしていなければカウント対象となりません。

Q6. お知らせの送付日はいつか。

A6. 現在、児童手当・特例給付を受給されている方には令和6年8月9日(金)に発送しました。

また、受給者以外で7月 26 日現在、枚方市に住民票がある 18 歳までの児童の保護者に対して、令和6年8月 15 日(木)に発送します。

なお、勤務先から児童手当を受給することができる公務員は勤務先での手続きになりますので、確認をしてください。

Q7. 制度改正により申請が必要か。

A7. 制度改正により申請が必要な方、申請が不要な方は次のとおりです。

(請求者は原則父母のうち所得の高い方になります)

なお、勤務先から児童手当を受給することができる公務員の方を除きます。

【申請が必要な方】

- 高校生年代の児童のみを養育している方は「児童手当 認定請求書」の提出が必要です。
- 現在、所得制限により児童手当・特例給付を受給していない方は「児童手当 認定請求書」の提出が必要です。
- 令和6年度中に 18 歳から 22 歳になる年齢までの子ども(平成 14 年(2002年)4月2日～平成 18 年(2006年)4月1日生まれ)が3人以上おり、いずれの児童も養育している方は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です(現受給者含む)。

【申請が不要な方】

- 現在、児童手当・特例給付を受給している方で、新たな支給対象児童となる高校生年代(平成 18 年(2006 年)4月2日から平成 21 年(2009年)4月1日生まれ)のきょうだいがいる場合は申請不要です。

Q8. 申請方法はどのような方法があるか。

A8. 電子申請(要マイナンバーカード)や郵送申請または窓口申請があります。

郵送の場合は、〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20 枚方市役所 医療助成・児童手当課 児童手当担当宛にお送りください。(私書箱のため住所の記載は不要)

【電子申請の流れ】

(1) LoGoフォームでの申請手順(詳細は HP をご参照ください)。

- ① お知らせの QR コードを読み取る
- ② 「xID アプリ」を利用して本人確認(xID 認証)を実施
- ③ 入力フォームへ申請内容を入力して送信
- ④ 「xID アプリ」を利用して公的個人認証を実施して完了

(2) ぴったりサービスでの申請手順

ぴったりサービスとは、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用し、手続きをオンラインで行えるサービスです。

- ① 地域別に、制度・手続きを検索 【枚方市 児童手当 等】
- ② 検索結果から申請をしたい手続きを選びます。
- ③ 申請に必要な情報を入力します。
- ④ 申請に必要な添付書類を登録します。【手続きにより異なります】
- ⑤ 申請データを送信します。

Q9. 申請はいつまでにすればよいか。

A9. 申請期間は、原則令和6年9月1日から令和6年9月 30 日までです。

ただし、経過措置として令和7年3月 31 日までに申請があった場合は、遡って令和6年 10 月分から支給しますが、支給は遅れることになります。初回の支給は 12 月です。

Q10. 児童が他市で別居している場合の申請はどうすればよいか。

A10. 生活費等を主に負担している保護者のうち、所得の高い方がお住まいの市区町村での申請となります。

【申請に必要なもの(例)】

- ・認定請求書
- ・別居監護申立書
- ・他市区町村に居住している児童および配偶者のマイナンバーカード

詳しくは申請先の市区町村の児童手当担当部署にお問合せください。

Q11. 所得の高い保護者が公務員の場合の新規申請はどうすればよいか。

A11. 公務員の方は雇用形態によって異なりますが、勤務先から児童手当が支給されますので、

詳しくは勤務先へお問合せください。

なお、勤務先から児童手当を受給できる公務員の方が枚方市で申請すると、二重支給により過払いが発生する可能性がありますのでご注意ください。

Q12. 制度改正前(令和6年9月末まで)に枚方市外に転出予定です。この場合、枚方市への制度改正に関する手続きは必要か。

A12. 制度改正前(令和6年9月末まで)に枚方市外に転出される場合は、枚方市への制度改正に関するお手続きは不要です。転出した先の市区町村でのお手続きをお願いします。
申請方法や申請開始時期は自治体によって異なりますので、詳しくは転出先の児童手当担当部署にお問合せください。既に枚方市で申請をしていた場合、却下となります。
なお、現受給者で枚方市外に転出する場合は、転出に伴う消滅届を枚方市に提出する必要がありますので、ご注意ください。

Q13. 国外へ留学している高校生の子は児童手当の支給対象となるか。

A13. 支給対象となります。ただし、留学の事実を証明する書類(在学証明書等)の提出が必要となります。

Q14. 施設に入所している高校生年代の子がいます。手続きはどうすればよいか。

A14. 施設入所対象児童となり、入所した施設のある市区町村へ施設の代表者が児童手当の認定請求を行い、施設に児童手当が支給されることとなります。施設に確認をお願いします。